

いちご一会とちぎ国体益子町売店設置運営要項

(令和3年4月27日第1回総務企画専門委員会決定)

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体益子町観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体益子町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

売店は、原則として各競技会場に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、実行委員会は、実情に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定する。出店規模は、1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを変更することができる。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備する。ただし、出店状況に応じて、実行委員会はこれを変更することができる。

(1) テント（2間×3間）1張

(2) 長机6台

(3) 椅子4脚

なお、実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備すること。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会のマスコットキャラクター「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ、公益財団法人日本スポーツ協会又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

益子町の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、水産加工品、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下、「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、かつ容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理、加工、加熱処理を行うものであり保健所の営業許可を得ているもの。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

8 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件をいずれも満たす者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 原則として、町内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者

イ 過去の国体において出店実績がある者

ウ 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等

エ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

オ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のいずれも満たす者

ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。

オ 申請書提出時点において、町税（益子町が賦課徴収するものに限る。）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

キ 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

9 出店者の運営の基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

- ア 現場で調理を行う出店者は、法令等の基準に従い、保健所の指導を遵守すること。
- イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
- エ 廃棄物容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。
- オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適切に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明確に識別できるように陳列すること。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「売店従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第3号）」、「誓約書兼承諾書（様式第4号）」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

11 出店者の選定

実行委員会は、前項により出店申請を行った者の中から、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者のニーズ、地域特産品のPR等を考慮し、適当であると認められた者について選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して選定することができる。また、出店申請者数が予定出店数を超えたとき等、これによりがたい時は抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合の団体
- (2) 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選考した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は実行委員会が定める額を出店料として負担するものとする。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のアからエに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

- ア 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
 - イ 行政機関等
 - ウ 災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
 - エ アからウに掲げる者のほか、実行委員会において特に必要と認める者
- (4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は出店者の負担とする。

14 保健所への手続

臨時の営業許可書等必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、各競技会場に売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。
- (3) 実行委員会は、食品関係売店について、保健所の食品衛生監視員による監視指導を随時受け入れるものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品及び土産品と認めたものはこの限りではない。
- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が特に認めたものはこの限りではない。
- (9) その他大会運営に支障をきたすような行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、区画内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (13) 実行委員会が、大会前に開催する出店説明会に必ず出席すること。
- (14) 従業員の変更、追加、削除等があつた場合には直ちに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (15) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故等発生時の対応

売店において、事件・事故等が発生したとき、または、不審者もしくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対し損害賠償及びすでに納めた出店料の返還を請求することができない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けていたこ

とが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) 前3号で掲げるもののほか、実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填及び補償

(1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補填を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

(1) この要項に定めるもののほか、売店運営の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における売店設置運営についても、この要項を準用する。

附 則

この要項は、令和3年4月27日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

いちご一会とちぎ国体益子町実行委員会
会 長 様

申請者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
電話番号 _____

売 店 出 店 申 請 書

いちご一会とちぎ国体において、益子町実行委員会が運営する大会競技会場内に、売店を出店したいので、いちご一会とちぎ国体益子町売店設置運営要項第10項の規定に基づき申請します。

1. 出店希望会場

会場名 _____ (競技名: _____)

2. 出店期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3. 出店希望形態 テント (2間×3間) 1張・その他 (_____)

4. 添付書類

- ①様式第2号～様式第4号
- ②営業許可証の写し (保健所に届出が必要な商品の場合)
- ③町税の納税 (完納) 証明書 (写し可)
- ④消費税及び地方消費税についての未納税額の無い証明書 (写し可)
(納税証明書その3の2 (個人用) 又はその3の3 (法人用))
- ⑤売店責任者及び販売員の本人確認書類
(免許証の写し等)

※出店申請書は、出店を希望する会場毎に1通ずつ実行委員会に提出してください。

(様式第2号)

売店出店概要書

商号又は名称					
代表者氏名					
所在地	〒				
連絡先	電話： E-mail：	F A X：			
出店担当者	氏名：	電話：			
業種					
主要取扱品目					
出店実績					
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人		
営業に関して取得した許可等の種類	【種類】 【番号】	【取得年月日】	年 月 日		
過去1年間法令等違反処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無	有 ・ 無		
販売品目価格等一覧表(書ききれない場合は別紙可)					
No.	商品名	販売見込数量	販売予定価格	商品内容	現場調理の有無
1					有 ・ 無
2					有 ・ 無
3					有 ・ 無
4					有 ・ 無
5					有 ・ 無
6					有 ・ 無

(様式第3号)

売店従事者及び搬入搬出車両予定表

【商号または名称： 】

1. 従業員名簿

従業日	売店責任者	販売員	販売員	販売員
月 日	()	()	()	()
月 日	()	()	()	()
責任者等、当日連絡のとれる電話番号				

(注1) 売店責任者及び販売員のフリガナを () へ記入すること。

(注2) 売店責任者及び販売員の本人確認書類(免許証、パスポートの写し等)を添付すること。

2. 搬入搬出車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	

(注1) 車両の種類には、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入すること。

(注2) 備考には、「駐車車両」「搬入搬出用車両」の別を記入すること。

3. 設営用持込備品一覧表(実行委員会準備物以外)

備品名	規格等	持込目的

(様式第4号)

年 月 日

いちご一会とちぎ国体益子町実行委員会
会 長 様

申請者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

誓 約 書 兼 承 諾 書

いちご一会とちぎ国体益子町開催競技への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容確認のため、いちご一会とちぎ国体益子町実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
2. 従業員として、暴力団員を使用し、または雇用していません。
3. 出展品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(様式第6号)

第 号
年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体益子町実行委員会
会 長

売 店 出 店 許 可 証

いちご一会とちぎ国体益子町実行委員会が運営する大会競技会場内への売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号		
商号又は名称		
代 表 者 氏 名		
出店許可会場		ブース
出店許可期間	年 月 日 () ~	年 月 日 ()
出店許可品目		
駐車許可台数		
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること 2 売店の出店に関しては、一会とちぎ国体益子町売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること	

(様式第7号)

年 月 日

いちご一会とちぎ国体益子町実行委員会
会 長 様

申請者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
電話番号 _____

売 店 出 店 料 免 除 申 請 書

いちご一会とちぎ国体益子町実行委員会が運営する大会競技会場内における売店出店料について、いちご一会とちぎ国体益子町売店設置運営要項第13項(3)の規定に基づき申請します。

記

1. 出店会場 _____ (競技名: _____)

2. 免除理由 (該当項目の左欄に○を記入)

	県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
	行政機関等
	災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
	その他 (_____)

(連絡担当者)

担当者所属: _____

担当者氏名: _____

電話番号: _____

FAX: _____

メール: _____

(様式第8号)

第 年 月 日
号

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

いちご一会とちぎ国体益子町実行委員会
会 長

出 店 料 免 除 決 定 通 知 書

いちご一会とちぎ国体益子町実行委員会が運営する大会競技会場内における売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

1. 免除対象出店会場 _____ (競技名: _____)
2. 免除理由 (該当項目の左欄に○を記入)

	県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
	行政機関等
	災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
	その他 (_____)